

第7期第32回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月26日(月) 午後2時00分から午後2時23分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1会議室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	△	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤 浩	△	27番	中島勝美	△

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主任 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

【会長挨拶】

議 長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。欠席は、8番・宇南山委員、18番・中澤委員、27番・中島委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第32回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、12番・清瀬利一委員、13番・毛利武委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、両名に決定をいたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案2件の合わせて5件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

2ページから3ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計で3件・21筆・面積は841, 247㎡となっています。

1番、2番については、共有借入人の変更、また1名の方が農地所有適格法人となったため一度解約するものです。

3番については、農地の集約化をはかるため解約するものです。

議 長 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。

報告第1号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

2月につきましては、議案に記載のとおり、2月13日に川西地区委員会、川東地区委員会を開催しております。

川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果

主 査	<p>適当と判断しております。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 1 1 件について審議した結果、適当と判断しております。</p> <p>以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第 2 号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第 2 号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第 5 報告第 3 号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>報告第 3 号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書 6 ページ、7 ページに申出書の写しを添付してございます。</p> <p>記載の農地は 1 2 月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから 5 年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第 2 号にてご説明申し上げます。以上で報告第 3 号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第 3 号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第 3 号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件の [] については、 [] が被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、このまま審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いいたします。</p>
主 査	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書 1 4 ページをお開き願います。</p>

主 査 1 番につきましては、設定人の経営規模縮小に伴い賃貸借するものです。
2 番につきましては、設定人の要望により賃貸借するものです。
3 番につきましては、譲受人の要望により当該地を売買するものです。
4 番、5 番につきましては、被設定人の変更及び1 名の方が農地所有適格法人になったため、賃貸借を結びなおしたものです。
以上、5 件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3 条第2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
1 1 ページから1 9 ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 3 番 1 番について現地を確認してきましたので、報告します。
[] が、[] に賃貸借する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

2 1 番 2 番について現地を確認してきましたので、報告します。
[] が、[] に賃貸借する案件ですが、取得後は、牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

2 3 番 3 番・4 番・5 番について現地を確認してきましたので、報告します。
まず、3 番は、[] が、[] へ売買する案件ですが、取得後はブロッコリーを作付けする計画となっています。
さらに、4 番・5 番は、被設定人である町内農業者7 名のうち、共有借入者の変更及び1 名の方の法人化により賃貸借を再設定する案件です。
今後も共有者で耕作地等を協議しながら、ブロッコリー・大豆等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第7 議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
ここで、[REDACTED]本議件の議事進行について事務局より説明を求めます。

事務局長 私の方から、議案第2号の進行、議長の選出について、ご提案を申し上げます。

議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件につきまして、[REDACTED]が被[REDACTED]がありますので、[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] お願いすることをご提案させていただきます。

なお、このようなケースはあまりないことなかもしれませんが、今後どのようにすることが良いのか、検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきながら[REDACTED]の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、事務局から説明のあったとおり、[REDACTED]にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは[REDACTED]よろしくお願いいたします。

[REDACTED]

議長 それでは、[REDACTED]議事を進行してまいります。

本案件ですが、[REDACTED]が被設定人となっており議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。
事務局より議案の説明をお願いします。

主査 議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明申し上げます。

議案書21ページから、利用権設定12件です。

1番から3番、10番から12番につきましては、北海道農業公社が買入を

主 査 | した農地について、一時貸し付けを行うため利用権を設定するものです。
4番から9番につきましては、設定人及び被設定人の要望により、賃貸借するものです。
以上、利用権設定12件27筆ですが、この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
図面につきましては、24ページから35ページに添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 | 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 | 質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 | ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。
ここで議長を交代します。

[REDACTED]

議 長 | 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。